

第35回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時

開催場所

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第35回定時株主総会招集ご通知 ……	1
株主総会参考書類 ……	6
事業報告 ……	21
連結計算書類 ……	43
計算書類 ……	45
監査報告 ……	47

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後6時まで

証券コード 4345
(発送日) 2025年6月 3日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地
株式会社 シーティーエス
代表取締役社長 横 島 泰 蔵

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.cts-h.co.jp/ir/stock_information/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4345/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シーティーエス」または「コード」に当社証券コード「4345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第35期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第16条に基づき議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会のお土産はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ カメラ・スマートフォン・携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

最新日現在のご所有株式数 XX 股
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

株式会社シーティーエス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

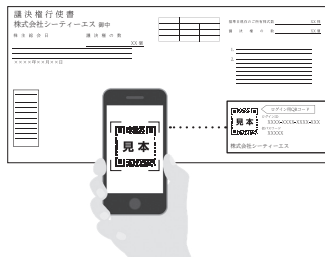
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

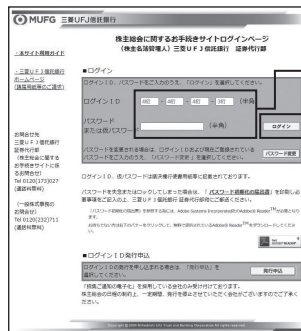
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うほか、内容が重複する規定を削除する等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、次の機関を置く。	第4条 当社は、次の機関を置く。
(1) 株主総会	(1) 株主総会
(2) 取締役および取締役会	(2) 取締役および取締役会
(3) <u>監査役および監査役会</u>	(3) <u>監査等委員会</u>
(4) 会計監査人	(4) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> <新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設></p>	<p><削除></p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u> 2 前項の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>3 増員または補欠として選任された<u>監査等委員</u>でない取締役の任期は、他の<u>監査等委員</u>でない在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員</u>でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員</u>でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第23条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 当社の<u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第27条 当社の<u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第35条～第36条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第38条～第41条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第29条～第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第31条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第32条～第35条</u> (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
よこしま たいぞう 横島 泰蔵 (1960年6月9日生)	1980年9月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1995年7月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役副社長 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任） 2022年6月 株式会社レンタライズ 代表取締役（現任）	100,000株
〔取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由〕 横島泰蔵氏は、2003年より代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。なお、当期における取締役会への出席状況は、12回/12回（100%）であります。		

(注) 1. 横島泰蔵氏と、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、横島泰蔵氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		性別	現在の当社における地位・担当	在任年数	当期における取締役会・監査役会への出席状況
1	新任	ささき ひろみち 佐々木 弘道	社外 独立	男性	社外監査役	17年	[取締役会] 11回/12回 (92%) [監査役会] 12回/13回 (92%)
2	新任	ひらの せいいち 平野 精一	社外 独立	男性	社外取締役	3年	[取締役会] 12回/12回 (100%)
3	新任	たけむら じゅんいち 竹村 淳一	社外 独立	男性	社外監査役	3年	[取締役会] 12回/12回 (100%) [監査役会] 13回/13回 (100%)
4	新任	よこやま たかし 横山 隆	社外 独立	男性	社外監査役	2年	[取締役会] 12回/12回 (100%) [監査役会] 13回/13回 (100%)
5	新任	はせがわ ちあき 長谷川 千晶	社外 独立	女性	—	—	—

※ 在任年数は、本定時株主総会終結時における在任年数を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	佐々木 弘 道 (1960年11月13日生)	1995年 4月 弁護士登録 1998年 4月 佐々木弘道法律事務所（現：弁護士法人佐々木法律事務所）開設、代表社員（現任） 2008年 6月 当社社外監査役（現任） 2018年 4月 群馬弁護士会会長	－株
	<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>佐々木弘道氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と法務全般に関する専門的な識見を有しており、これまで社外監査役として、客観的かつ公正な立場で当社取締役の職務の執行を監査してまいりました。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって17年となります。</p>		
2	平野 精 一 (1954年12月11日生)	1977年 4月 信州精工株式会社（現：セイコーエプソン株式会社）入社 2002年 6月 セイコーエプソン株式会社 取締役 2007年 6月 同社常務取締役 エプソン販売株式会社 代表取締役社長 2014年 6月 セイコーエプソン株式会社 常勤監査役 2017年10月 ヒロセ株式会社 代表取締役社長 2022年 6月 当社社外取締役（現任） 2024年 4月 ヒロセホールディングス株式会社 特別顧問（現任）	4,312株
	<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>平野精一氏は、ヒロセ株式会社において代表取締役社長を、セイコーエプソン株式会社在职中には営業部門の取締役等の要職を歴任しております。これらの企業経営に関する識見に基づき、社外取締役として、当社取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行ってまいりました。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	たけむらじゅんいち 竹村淳一 (1986年4月25日生)	2010年2月 あらた監査法人 (現 PwC Japan有限責任監査法人) 入社 2013年9月 公認会計士登録 2014年12月 竹村淳一公認会計士事務所開設 同所代表 (現任) 税理士法人上野丸山会計事務所 入社 2016年10月 税理士登録 2020年7月 税理士法人UMパートナーズ 代表社員 (現任) 2022年6月 当社社外監査役 (現任)	861株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】			
竹村淳一氏は、公認会計士・税理士として豊富な経営指導経験と企業会計及び税務会計に関する専門的な識見を有しており、これらの経験をもって社外監査役として、当社取締役の職務執行を監査してまいりました。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。			
4	よこやまたかし 横山隆 (1957年11月23日生)	1981年4月 株式会社八十二銀行 入行 1995年2月 同行から八十二キャピタル株式会社へ出向 2006年7月 同行から綿半ホールディングス株式会社へ出向 2009年7月 綿半ホールディングス株式会社に転籍 2015年6月 同社常勤監査役 2021年6月 同社取締役 常勤監査等委員 2023年6月 当社社外監査役 (現任)	271株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】			
横山隆氏は、綿半ホールディングス株式会社において常勤監査役及び取締役常勤監査等委員を務めており、株式会社八十二銀行では融資経験が長く、八十二キャピタル株式会社においては企業経営の支援、ベンチャー投資及びIPO・事業継承・M&Aのコンサル業務を経験しており、財務・会計に関する知見も十分に有しております。これらの経験をもって社外監査役として、当社取締役の職務執行を監査してまいりました。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
5	長谷川 千 晶 (1975年9月15日生)	2008年12月 弁護士登録 弁護士法人佐々木法律事務所 入社 2016年7月 はるな総合法律事務所 開設、同代表 (現任)	－株
	<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>長谷川千晶氏は、弁護士として法務全般に関する専門的な識見を有しており、これまで上場会社における企業法務に数多く携わってまいりました。これらの経験が当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は佐々木弘道氏、平野精一氏、竹村淳一氏及び横山隆氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。本議案が承認可決され、当該各候補者が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、本議案が承認可決され、長谷川千晶氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は佐々木弘道氏、平野精一氏、竹村淳一氏及び横山隆氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、長谷川千晶氏は、同取引所の定める独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 佐々木弘道氏、竹村淳一氏及び長谷川千晶氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、佐々木弘道氏は弁護士法人佐々木法律事務所の代表社員として、同弁護士法人を経営しております。また、竹村淳一氏は税理法人UMパートナーズの代表社員として、同税理法人を経営しております。
7. 所有する当社の普通株式数には、シーティーエス役員持株会における本人の持分が含まれております。

第4号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
横島連 (1987年6月6日生)	2014年1月 当社入社 2017年6月 株式会社レンタライズ 取締役（現任） 2018年1月 当社経営企画部長 2018年4月 株式会社CTSラインテック 取締役（現任） 2018年7月 当社ハウス備品事業統括部長（現 SH営業推進部長） 2019年4月 当社執行役員（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2022年6月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 2022年8月 当社経営企画部門統括 2023年9月 当社経営戦略本部長（現任）	7,292株
〔補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由〕 横島連氏は、2014年に入社以来、一貫して経営企画部門に所属し、現在は経営戦略本部の担当取締役として会社の経営基盤の強化に貢献してまいりました。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としたしました。なお、当期における取締役会への出席状況は、12回/12回（100%）であります。		

- (注) 1. 横島連氏と、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。なお、横島連氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 所有する当社の普通株式数には、シーティーエス役員持株会における本人の持分が含まれております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において年額1億5,000万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会終了後に開催する取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、改定する予定であり、その内容は、20頁に記載のとおりであります。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責および経済情勢等諸般の事情を考慮したものであることから、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

以上

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス

以下のスキルマトリックスは、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として作成しております。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、スキル項目の見直しを行っております。

氏名	会社における 地位・担当	属性		特に期待する分野（経験・スキル等）				
		社外	独立	企業経営	営業・ マーケティング	事業関連知識	財務会計・金融	法務・リスク マネジメント
横島 泰威	代表取締役社長			●	●	●		
佐々木 弘道	取締役 (監査等委員)	○	○	●				●
平野 精一	取締役 (監査等委員)	○	○	●	●	●		
竹村 淳一	取締役 (監査等委員)	○	○	●			●	
横山 隆	取締役 (監査等委員)	○	○				●	●
長谷川 千晶	取締役 (監査等委員)	○	○					●

※上記は、各取締役の主たる専門性・経験を記載しております。なお、各取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

[スキル項目の条件について]

企業経営	企業経営を経験した者で経営戦略の策定に必要な知見を有し、適切な助言ができる者
営業・マーケティング	営業・マーケティングに関する知見・経験を有する者
事業関連知識	建設業界に関する情報に精通し、適切な助言ができる者
財務会計・金融	財務会計の知見・経験を有する者、または金融機関での業務経験を有する者、もしくは公認会計士・税理士資格を有する者
法務・リスクマネジメント	法務・リスクの知見・経験を有する者、もしくは弁護士資格を有する者

<ご参考> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について

当社は、第1号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会終了後に開催する取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、下記のとおり改定する予定であります。

役員報酬の基本方針	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。
報酬の種類と構成割合	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。 ・監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。 ・報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。 ・執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与（期間賞与）を支払う。
報酬の支払時期・条件	基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定方法	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、役員報酬の基本方針及び報酬の種類と構成割合の内容に基づき、社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定する。

第 35 期 事 業 報 告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境に関し、公共投資については、引き続き国土強靱化計画に基づく防災対策等の対応もあり、堅調に推移したものの、資材価格の高騰、人手不足等の背景もあり、工事量はやや少なく、着工の動きも緩慢に推移しました。民間投資については、同じく資材価格の高騰、人手不足等の影響はあるものの、全体としては概ね堅調に推移しました。今後においては、引き続き資材価格の高騰、人手不足等の他、建設業における働き方関連法適用の影響が顕著に現れてくることが想定され、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況において、当社グループでは新たな付加価値の創出を目指し、2024年3月期から2026年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定しており、現在推進中であります。当社グループでは従来、建設業・建設現場を主要顧客として、主に建設現場を支援する商品・サービスの開発と提供に努め、ハードレンタルを主としたICTインフラ環境の構築支援を積極的に展開してまいりました。しかし、この中期経営計画期間においては、ハードレンタルを主としたビジネスから脱却し、建設現場の業務支援に特化してデータ・情報関連サービスを統合的に提供していくことにより付加価値を創出するビジネスへと事業転換を図り、活動しております。その中核がD D S事業において統合的なサービス体系として開発・強化を進めている「サイトアシストパッケージ」です。「サイトアシストパッケージ」では、当社が建設現場向けに提供している各種ICTサービス（「クラウドストレージサービス」・「クラウド映像サービス」・「コミュニケーションサービス」・「通信・ネットワークサービス」・「多機能ディスプレイ」等）を統合し、建設現場の遠隔支援に特化したパッケージとして提供してまいります。これにより建設業界における現場の見える化及びデータ・情報の利活用の推進を強力に支援し、建設業界の生産性の向上に貢献してまいります。

<中期経営方針>

「ハードを主体としたITインフラのレンタル企業」から、「データ・情報関連サービスを統合的に提供し（サイトアシストパッケージ）、建設現場の業務を支援する建設ICTの専門企業」へ変身する

■建設市場開拓

何を

- ① サイトアシストパッケージの普及（建設市場）

どこへ

- ② 全国の地場ゼネコン 約2,600社

※年間の最低元請施工現場数で10現場以上を見込める企業が対象

どのように

- ③ 営業部長による、顧客キーマンへの定期訪問による顧客基盤の構築推進（BtoB）
- ④ 支店営業による、現場キーマンへの水平展開による効率的な顧客開拓（BtoC）
- ⑤ マーケティング・インサイドセールス・カスタマーサクセス機能の強化

■新市場開発

どこへ

- ① 官公庁市場の開拓

何を

- ② クラウド映像サービス一式

（ネットワークカメラ、通信・ネットワーク、クラウド録画）

どのように

- ③ 簡易型河川監視カメラの入替・増設
- ④ 河川管理部署から道路・観光等への水平展開

<中期経営目標>

・売上高	140億円 (2023年3月期対比 +30%)
・営業利益	36億円 (2023年3月期対比 +30%)
・営業利益率	25%超
・ROE	20%超
・リピート率 (※)	90%超

※ リピート率は、直接的なユーザーである現場代理人を対象に、下記の計算式で算出しております。

リピート率 = 前期取引があり、かつ当期取引があった現場代理人 ÷ 前期取引があった現場代理人数

当連結会計年度の業績につきましては、既存顧客及び中期経営方針に掲げたターゲットを中心に、DD S 事業の 商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が堅調に推移し、売上高は11,821百万円（前期比 6.6%増）となりました。利益面では、付加価値の高いDD S 事業のレンタル・サブスクリプションサービスの売上高が順調に推移するとともに、SMS 事業における販売売上も増加したことから、売上総利益は6,076百万円（前期比6.5%増）となりました。また、販売費及び一般管理費においては、主に6月より実施した処遇改善等による人件費の増加の他、マーケティング活動を含む営業活動費用やシステム管理費が増加したこと等により、2,998百万円（前期比 5.6%増）となりましたが、売上総利益の増加が大きく、営業利益は3,077百万円（前期比 7.4%増）となりました。営業外収益においては、純投資による投資有価証券の受取配当金増加、営業外費用においては、戦略的な出資先であるファイルフォース株式会社の業績改善に伴う持分法投資損失の減少により、経常利益は3,162百万円（前期比13.5%増）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益においても前連結会計年度を上回る実績となりました。

なお、リピート率につきましては、クラウドストレージサービス等のサブスクリプションサービスの提供拡大及び現場単位取引の法人契約化（BtoB取引化）が進んでいるものの、公共工事件数動向の若干の鈍さからリピート利用につながらなかったこともあり、70.1%（前期比0.6pt減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 34 期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)		第 35 期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	
		売 上 高	構 成 比 率	売 上 高	構 成 比 率
D D S 事 業		百万円 6,348	% 57.2	百万円 6,896	% 58.3
S M S 事 業		3,266	29.5	3,506	29.7
そ の 他 (※)		1,475	13.3	1,419	12.0
合 計		11,090	100.0	11,821	100.0

※2024年3月期から2026年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画より、DD S事業への注力に伴う重要性の低下を想定し、SH事業につきましては、セグメント上の「その他」へ変更いたしました。その結果「その他」には、SH事業、道路標示及び標識の工事等が含まれております。

<DD S事業 (デジタルデータサービス事業 : Digital Data Service) >

当事業につきましては、建設会社の本社及び建設現場に対し、「クラウドストレージサービス」・「クラウド映像サービス」・「コミュニケーションサービス」・「通信・ネットワークサービス」・「多機能ディスプレイ」等を統合した「サイトアシストパッケージ」を提案してまいりました。「サイトアシストパッケージ」では上記の各種サービスの連携により、個々の現場において必要な情報を「サイトアシストダッシュボード」ツールを通じて一元化し、本社・協力業者等の関係者と共有するなど柔軟な運用が可能となっています。提案にあたっては、その活用自由度の高さを活かし、主に顧客の本社・管理層向けには現場との情報共有及び遠隔の現場支援のためのインフラとして、また建設現場向けにはカスタマイズ可能な現場業務の便利ツールとして取引拡大に向けて多面的なアプローチに取り組んでまいりました。また、各種展示会などを通じて認知度向上や「サイトアシストパッケージ」を活用した新たな働き方の発信に努めてまいりました。現状では、認知・理解度の低さや各社各様の取組があることから、本格的な展開・浸透には時間を要する見込みですが、一部では、新たな仕事の進め方を模索する中において「サイトアシストパッケージ」が提案するDX化は徐々に評価を得ており、導入実績も出始めております。今後は、国土交通省によるi-Construction2.0の推進、ICT施工ステージ2の実現に向けた取り組みが進められていることから、その浸透に伴って建設業におけるDX化がさらに加速する

ことが想定され、「サイトアシストパッケージ」の導入・活用の増加が期待されます。こうした状況の中、収益面では主に統合的なサービス提案に基づく既存顧客からの受注が順調に推移し、当事業の売上高は6,896百万円（前期比8.6%増）となりました。利益面は、主に「クラウドストレージサービス」「クラウド映像サービス」をはじめとしたレンタル・サブスクリプションサービスの売上高伸長により売上総利益が増加しました。また、営業・マーケティング活動費用の増加に加え、処遇改善による人件費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は2,144百万円（前期比9.7%増）となりました。

<SMS事業（測量計測システム事業：Surveying Measurement System）>

当事業につきましては、中期経営計画に基づき、SMS事業における既存顧客に加えて、DDS事業における既存顧客及び同事業により取引開始に至った新規顧客をターゲットに、レンタルによる測量計測システム等の提案を行ってまいりました。測量機器等については、メンテナンスなどの維持コスト、利用頻度、環境負荷等を踏まえると、レンタルの利便性が高いことから、レンタルによる利用の普及を進めてまいりました。また、販売にあたっては、活動エリア・商材を限定し、効率的な営業活動に努めてまいりました。その結果、レンタルについては堅調に推移するとともに、販売についても案件が増加したことから、当事業の売上高は3,506百万円（前期比7.4%増）となりました。利益面では、処遇改善等により人件費が増加したことから販売費及び一般管理費も増加いたしましたが、売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は655百万円（前期比11.8%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は1,419百万円（前期比3.8%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は276百万円（前期比14.6%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,032百万円であります。その主な内訳は、DDS事業のレンタル用資産である、建設現場向けデータ・情報関連機器への投資であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客である土木・建築業界に関しましては、引き続き災害復旧・防災等（国土強靱化）に関する取り組みに加え、老朽化したインフラへの対策がより進められるものと見込まれることから、公共投資を中心に底堅く推移するものと予想されます。他方で、資材価格・人件費の高騰などによる工事発注への影響が懸念されるとともに、人手不足と働き方関連法の適用による労働力不足の更なる進行、米国の関税政策をはじめとした世界経済動向の不透明感から、事業環境については予断を許さない状況です。しかし、こうした背景から建設業各社においてはICTの活用による生産性向上の取り組みが進められており、国土交通省においてもi-Construction2.0・ICT施工ステージ2の推進などを通じてこうした動きを促進しています。今後においてはこれらの取り組みがより発展するとともに、当社においてDDS事業を中心に事業機会が拡大することを見込んでおります。このような状況の中、当社グループにおきましては、2024年3月期から2026年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定しており、次期におきましてもその進捗に努めてまいります。本中期経営計画におきましては、当社グループは建設ICTの専門企業として、特にDDS事業を中核事業に据えて、会社の在り方を大きく変えていくことを志向しております。その中核となる中期経営方針については、「どこへ・何を・どのように」提供していくかという観点に基づいて下記の9項目に整理するとともに、2026年3月期において達成すべき目標として5項目を掲げております。これらの方針を基に、目標を達成すべく事業を着実に展開してまいります。

■ 建設市場開拓

何を

- ① サイトアシストパッケージの普及（建設市場）

どこへ

- ② 全国の地場ゼネコン 約2,600社
※年間の最低元請施工現場数で10現場以上を見込める企業が対象

どのように

- ③ 営業部長による、顧客キーマンへの定期訪問による顧客基盤の構築推進（BtoB）
- ④ 支店営業による、現場キーマンへの水平展開による効率的な顧客開拓（BtoC）
- ⑤ マーケティング・インサイドセールス・カスタマーサクセス機能の強化

■ 新市場開発

□ どこへ

① 官公庁市場の開拓

□ 何を

② クラウド映像サービス一式
(ネットワークカメラ、通信・ネットワーク、クラウド録画)

□ どのように

③ 簡易型河川監視カメラの入替・増設
④ 河川管理部署から道路・観光等への水平展開

<中期経営目標>

中期経営計画の目標値である「売上高 140億円」及び「営業利益 36億円」につきましては、過年度におけるDD S事業「サイトアシストパッケージ」の開発及び営業展開が遅れたこと、また次期計画の想定に鑑み、下記のとおり修正いたしました。

売上高	営業利益	営業利益率	ROE	リピート率(※)
128億円 2023年3月期比 +18%	33億円 2023年3月期比 +22%	25%超	20%超	90%超

※リピート率は、直接的なユーザーである現場代理人を対象に、下記の計算式で算出しております。

リピート率 = 前期取引があり、かつ当期取引があった現場代理人数 ÷ 前期取引があった現場代理人数

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第32期	第33期	第34期	第35期
		(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		10,542	10,797	11,090	11,821
経 常 利 益(百万円)		2,535	2,722	2,785	3,162
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		1,731	1,758	1,858	2,190
1株当たり 当期純利益金額(円)		40.80	41.51	43.86	52.46
総 資 産(百万円)		14,361	14,741	16,710	17,080
純 資 産(百万円)		9,743	10,582	12,230	12,872

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第32期	第33期	第34期	第35期
		(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		10,121	10,445	10,689	11,436
経 常 利 益(百万円)		2,511	2,855	2,815	3,094
当 期 純 利 益(百万円)		1,773	1,704	1,968	2,179
1株当たり 当期純利益金額(円)		41.80	40.21	46.46	52.21
総 資 産(百万円)		14,289	14,553	16,547	16,954
純 資 産(百万円)		9,752	10,535	12,294	12,925

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 レンタライズ	50百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社CTSラインテック	50百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント名	事業内容
D D S 事業	<p>「サイトアシストパッケージ」の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遠隔地からの現場支援に必要な現場情報関連コンテンツを提供するプラットフォーム「サイトアシストダッシュボード」(以下SAダッシュボード)の提供 ●クラウドストレージサービス・クラウド映像サービス等、「SAダッシュボード」と連携し、プラットフォームを充実する現場情報関連コンテンツの提供 ●「SAダッシュボード」・コンテンツとともに現場支援室の設置・導入支援等
S M S 事業	<p>測量計測システム等の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●MDTS・GNSS等によるワンマン測量システムをレンタルで提供 ●その他測量計測機器・関連システム等の提供
その他 (地域限定)	<ul style="list-style-type: none"> ●IT環境を含めた建設現場向けユニットハウス「スマートハウス」をレンタルで提供 ●道路の標識・白線設置などの専門工事

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	長野県上田市古里115番地			
支 店	札幌支店	旭川支店	帯広支店	盛岡支店
	仙台支店	山形支店	郡山支店	水戸支店
	宇都宮支店	前橋支店	埼玉支店	千葉支店
	東京支店	新潟支店	富山支店	金沢支店
	甲府支店	長野支店	松本支店	岐阜支店
	浜松支店	名古屋支店	津支店	京都支店
	大阪支店	神戸支店	広島支店	福岡支店
	熊本支店	鹿児島支店	那覇支店	

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
278名	6名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
249名	5名増	43.2歳	10.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,313,155株 (自己株式686,845株を除く。)
- (3) 株主数 8,079名 (前期末比 669名増)
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社 横島	16,000,000 ^株	38.7 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	4,033,500	9.8
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	1,432,800	3.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	1,064,334	2.6
株式会社 八十二銀行	835,200	2.0
光通信 株式会社	801,600	1.9
KIA FUND 136	751,960	1.8
猪股和典	666,000	1.6
シーティーエス社員持株会	545,100	1.3
野村信託銀行 株式会社 (信託口)	364,500	0.9

- (注) 1. 自己株式 686,845株は上記から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 島 泰 蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役	秋 山 秀 樹	執行役員 営業本部長 (兼) SMS営業推進部長
取 締 役	金 井 一 智	執行役員 DDS営業推進部長
取 締 役	横 島 連	執行役員 経営戦略本部長 株式会社レンタライズ 取締役 株式会社CTSラインテック 取締役
取 締 役	北 原 巻 雄	執行役員 経営管理本部長 株式会社レンタライズ 取締役
取 締 役	岸 本 明 彦	
取 締 役	宮 坂 正 晴	信州ハム株式会社 相談役
取 締 役	平 野 精 一	ヒロセホールディングス株式会社 特別顧問
常 勤 監 査 役	宮 崎 剛	株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監 査 役	佐 々 木 弘 道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監 査 役	竹 村 淳 一	税理士法人UMパートナーズ 代表社員
監 査 役	横 山 隆	

- (注) 1. 取締役岸本明彦氏、取締役宮坂正晴氏及び取締役平野精一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐々木弘道氏、監査役竹村淳一氏及び監査役横山隆氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、2014年6月13日付けで監査役佐々木弘道氏を、2017年6月23日付けで取締役岸本明彦氏を、2019年6月19日付けで取締役宮坂正晴氏を、2022年6月17日付けで取締役平野精一氏及び監査役竹村淳一氏を、2023年6月16日付けで監査役横山隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役竹村淳一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。

ロ. 報酬の種類と構成割合

- ・ 業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。
- ・ 監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。
- ・ 報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。
- ・ 執行役員を兼務する取締役については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与を支払う。

ハ. 報酬の支払時期・条件

- ・基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う。

二. 取締役の個人別報酬の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬については、「役員報酬の基本方針」及び「報酬の種類と構成割合」の内容に基づき、代表取締役社長・担当取締役・社外取締役が具体的内容について協議の上、取締役会にて決定する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・監査役の報酬額は、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、基本報酬のみの支払いとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	非金銭報酬 (中長期インセンティブ)	
		固定報酬	役員賞与	株式報酬等	
社 内 取 締 役	57百万円	57百万円	—	—	5名
社 外 取 締 役	7百万円	7百万円	—	—	3名
社 内 監 査 役	6百万円	6百万円	—	—	1名
社 外 監 査 役	5百万円	5百万円	—	—	3名
合 計	77百万円	77百万円	—	—	12名

- (注) 1. 社内取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
取締役	宮坂正晴	信州ハム株式会社	相談役	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
取締役	平野精一	ヒロセホールディングス株式会社	特別顧問	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
監査役	佐々木弘道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代表社員	当社と同弁護士法人との間には特別の利害関係はありません。
監査役	竹村淳一	税理士法人 UMパートナーズ	代表社員	当社と同税理士法人との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岸本明彦	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席しました。上場会社の経営管理部門の取締役等を歴任した経験から、当社のコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されたところ、主に財務、人事政策に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	宮坂正晴	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席しました。他業種の代表取締役社長等を歴任した経験から、当社のコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されたところ、経営全般に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	平野精一	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席しました。他業界の代表取締役社長、上場会社の営業部門の取締役等を歴任した経験から、当社のコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されたところ、主に事業戦略に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	佐々木弘道	当事業年度において開催した取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会13回のうち12回に出席し、監査は法務面を主体に監視・検証を行いました。
	竹村淳一	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行いました。
	横山隆	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、上場会社の取締役常勤監査等委員等を務めた経験から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は経営執行面を主体に監視・検証を行いました。

③ 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社外役員報酬等の総額	6名	12百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当該連結子会社の経営状況を的確に把握するため必要となる重要事項を、当社の取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人を置く場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(8) 当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
- ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針にしております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用の最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしております。

また、上記方針に基づき、配当に対する業績の反映をより明確にするため、年間の1株当たり配当金の算出を10銭単位で行うこととしております。

他方、本中期経営計画期間の配当政策においては、「累進配当」の考え方を採用しております。背景について、当社は現在「中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）」に基づき、従来のハード主体のレンタルから、データ・情報関連サービスの提供を主とする事業形態の転換を目指して取り組んでおり、その活動の途上にあっては収益構造の変化、人材確保に向けた取り組み、その他設備投資等により、一時的に大きく利益が変動する可能性を想定しております。しかし、これはそもそも意図している継続的な事業活動における業績の因果関係とは異なるものと考えていることから、本中期経営計画期間においては、あえて純粋な業績連動の考え方を排し、かつ株主の皆様への還元を維持・拡大していくため、「累進配当」の考え方を採用することとしております。

当期末の配当金につきましては、上記の配当政策を基に算出しており、取締役会の決定により、1株当たり12円50銭とさせていただきます。年間の配当金は、1株当たり中間配当金12円50銭を含め、1株当たり25円00銭となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,002	流動負債	2,393
現金及び預金	4,529	買掛金	642
受取手形及び売掛金	1,667	電子記録債務	123
電子記録債権	152	リース債務	716
棚卸資産	517	未払法人税等	546
その他	137	その他	364
貸倒引当金	△2	固定負債	1,814
固定資産	10,078	リース債務	1,095
有形固定資産	3,633	その他	719
レンタル資産	134	負債合計	4,208
建物及び構築物	592	(純資産の部)	
土地	1,022	株主資本	11,611
リース資産	1,786	資本金	3,000
その他	97	利益剰余金	9,220
無形固定資産	161	自己株式	△608
投資その他の資産	6,283	その他の包括利益累計額	1,260
投資有価証券	6,036	その他有価証券評価差額金	1,260
その他	254	純資産合計	12,872
貸倒引当金	△8	負債・純資産合計	17,080
資産合計	17,080		

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		11,821
売 上 原 価		5,745
売 上 総 利 益		6,076
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,998
営 業 利 益		3,077
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	141	
そ の 他	11	152
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
持 分 法 適 用 に よ る 投 資 損 失	22	67
経 常 利 益		3,162
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,162
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	976	
法 人 税 等 調 整 額	△4	971
当 期 純 利 益		2,190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,190

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,671	流動負債	2,334
現金及び預金	4,281	買掛金	648
受取手形	87	電子記録債務	123
売掛金	1,516	リース債務	710
電子記録債権	151	未払金	73
棚卸資産	500	未払費用	92
前払費用	83	未払法人税等	529
その他の	51	前受金	16
貸倒引当金	△2	預り金	13
		その他の	127
固定資産	10,282	固定負債	1,694
有形固定資産	3,448	リース債務	1,083
レンタル資産	39	繰延税金負債	495
建物	560	資産除去債務	9
構築物	32	その他の	106
機械及び装置	0		
車両運搬具	14	負債合計	4,029
工具、器具及び備品	5		
土地	1,022	(純資産の部)	
リース資産	1,769	株主資本	11,664
建設仮勘定	4	資本金	3,000
無形固定資産	161	利益剰余金	9,273
借地権	3	利益準備金	264
ソフトウェア	106	その他利益剰余金	9,008
その他の	51	固定資産圧縮積立金	176
投資その他の資産	6,673	別途積立金	108
投資有価証券	6,036	繰越利益剰余金	8,724
関係会社株式	561	自己株式	△608
その他の	83	評価・換算差額等	1,260
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	1,260
資産合計	16,954	純資産合計	12,925
		負債・純資産合計	16,954

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	11,436
売 上 原 価	5,717
売 上 総 利 益	5,719
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,805
営 業 利 益	2,913
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	220
そ の 他	4
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	44
経 常 利 益	3,094
税 引 前 当 期 純 利 益	3,094
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	919
法 人 税 等 調 整 額	△4
当 期 純 利 益	2,179

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	澤	達	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	康	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	澤	達	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	康	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社シーティーエス 監査役会

常勤監査役 宮崎 剛 ㊟

社外監査役 佐々木 弘道 ㊟

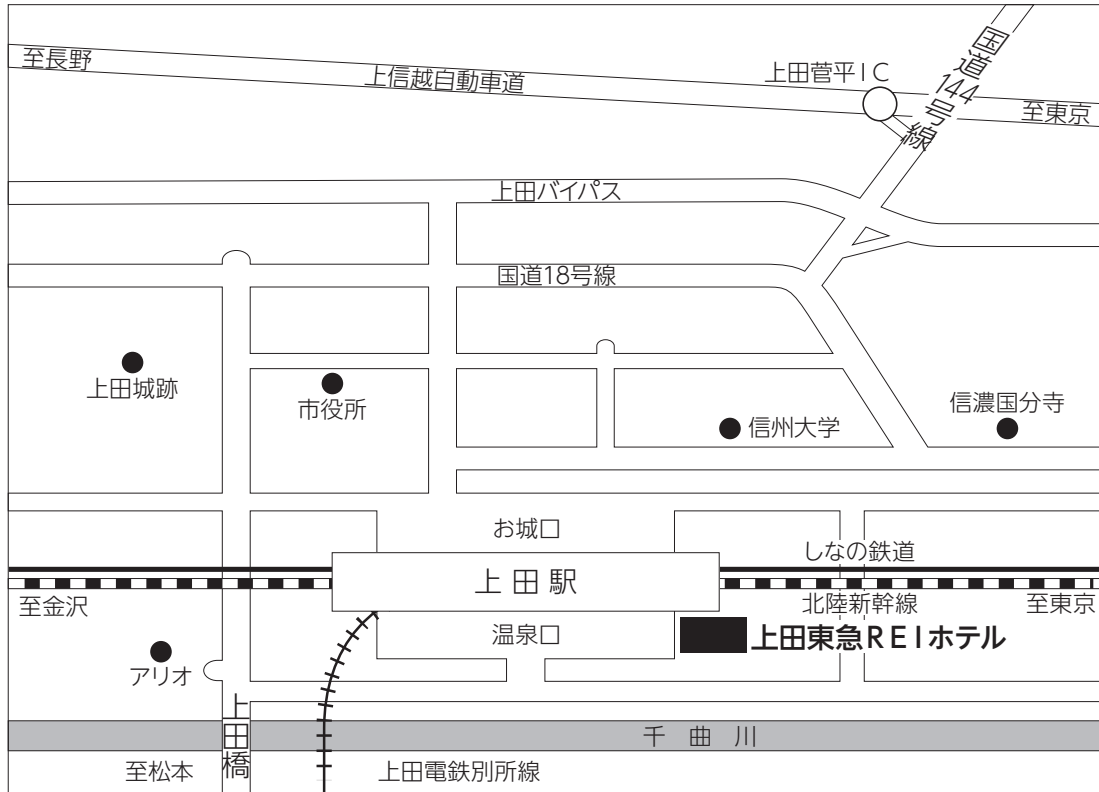
社外監査役 竹村 淳一 ㊟

社外監査役 横山 隆 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109（代）



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 人事総務部 TEL：0268-26-3700（代）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

